

令和9年度予算に関する要望事項

令和8年6月 日本薬剤師会

1. 国民の健康を守る薬局の経営基盤の強化のための支援

現下の物価高騰に加え、国際情勢の不安定化により、医療現場における消耗品等の供給不足および価格高騰が深刻化している。しかし医療機関および薬局の収益は公定価格に基づくため、医療提供体制を維持するための原資の上昇を適切に転嫁できない構造にある。医療分野の収益が物価の上昇に追いついていない状況では、現状を維持することも困難な状況になっている。

国民・患者の健康を守るために必要な医療を確実かつ十分に提供するため、**運営コスト増に対応した継続的な財政措置**をお願いしたい。

2. 地域医療を支える

医薬品・薬剤師サービスの提供体制の強化のための支援

① 医薬品提供拠点としての薬局機能の維持

現在の薬局の状況は、物価高騰による種々の消耗品等の経費増加、賃上げに対応していくための原資の不足に加えて、2017年から続く毎年の薬価改定による累積的な影響は、いわゆる逆ザヤという薬価以上の納入価格となる医薬品の増加にもつながっている。これらの複合的な影響が重なり、薬局経営の持続可能性を著しく損なわせる負荷になっている。地域の**医薬品提供拠点としての薬局機能を維持するために、継続したさらなる財政支援**をお願いしたい。

② 地域住民が薬剤師サービスを過不足なく享受できる体制整備

薬機法において、薬局は関係行政機関と連携して地域における医薬品の安定的な供給を担う責務を果たすことが明確化された。国においては、地域行政と連携し、各地域の人口構成に応じた薬剤師サービスのニーズを算出するとともに、各地域の医薬品提供体制のリソースを分析し、薬局の都市部への著しい偏在と少数地域への配置を是正する必要がある。

特に、へき地・離島等の医療資源の少ない地域においても医療計画と整合した薬局配置および薬剤師確保を一体的に推進する上で、医薬品供給拠点を担う薬局の確保に向け、行政と地域薬剤師会が連携して必要な薬局の数だけでなく機能の充足度も含めて検討した整備計画の策定とその実施が必要である。地域医療介護総合確保基金等の公的財源の活用を含めた**薬剤師サービスの地域格差是正のための支援**をお願いしたい。

さらに、地域住民の時間外・休日・夜間の医薬品需要に応えるためには、地域行政と薬剤師会が連携し、会員・非会員を問わず一定地域の薬局機能を把握した上で、協力して体制を強化しなければならない。こうした地域住民に寄り添った薬剤師サービスの提供のために地域行政とともに、**地域薬局間や多職種間との適切な連携体制強化を含め、継続したさらなる予算措置**をお願いしたい。

③地域の医薬品提供体制を支える薬局の体制整備

地域医薬品提供体制において、二次医療圏等で地域に根付いた薬局（地域連携薬局や健康増進支援薬局など）を有効活用し、それ以外の薬局を支える機能等を充実させるための体制整備も必要であり、特に医療資源の少ない地域においては、有効に機能させる必要がある。このような体制整備に、以前からの制度でもある「保健衛生施設等施設・設備整備費の国庫補助について」（令和7年5月1日付厚生労働省発健生 0501 第1号厚生労働事務次官通達）の対象である「医薬分業推進支援センターの整備について」（平成5年6月9日付厚生労働省医薬・生活衛生局総務課事務連絡）の活用も視野に、**地域を支える基幹的な役割を持つ薬局の整備のための予算措置**をお願いしたい。

④災害時および新興感染症等の感染拡大時等に対応可能な薬剤師養成体制の強化

各都道府県における災害薬事コーディネーターの配置は進んでいるが、養成および継続に関する研修体制は十分とは言えない状況である。昨年度末に令和8年度以降の災害薬事体制整備事業に関するロードマップが国から示されたが、災害薬事コーディネーターのみならず支援薬剤師の養成やモバイルファーマシーを活用した災害支援実践研修会等も全国的に実施することが盛り込まれた。

令和9年度から**より多くのブロックもしくは都道府県でこれらの各事業が実施できるよう、更なる予算措置**をお願いしたい。

⑤災害時および新興感染症等の感染拡大時等における医薬品提供体制の維持

地域の薬局は、改定感染症法（令和6年4月施行）により、多くの薬局で都道府県との間で「医療措置協定」の締結がなされている。今後の災害発生時や新興感染症等の感染拡大時には医薬品供給拠点として薬局の機能維持は地域医療のレジリエンス向上に直結する。いつ発生するか分からない自然災害や感染症に備えた事前の構造工事や停電等に備えた設備の設置および感染症発生時の感染予防用具や災害用備品の備蓄などの平時からの準備が必要である。

これら**非常時の体制整備を支援するための予算措置**をお願いしたい。

3. 国民の健康を支える

薬局の機能強化のための「薬局DX推進」への支援

①医療DX推進に向けた継続的な体制維持

医療DXの根底となるオンライン資格確認等システムの基盤が稼働して6年になる。稼働初期に導入した顔認証付きカードリーダーを含めた機器は、それぞれの薬局で順次保守期限を迎え、体制の維持にも更なる費用を要することになる。次期の顔認証付きカードリーダーへの切り替えに対しても1/2補助となっているが、次期型は現在稼働中の機種種の2.5倍以上の価格が提示されている。薬局は先進的に体制整備に努めてきたことにより患者の保健医療情報の活用も進んでいるが、その負担が依然

として大きく、機器更新等に係る費用については全額補助とするなど、**先進的に導入した体制を維持するためにもより実効性のある予算措置**をお願いしたい。

②調剤録等の薬局情報を電子カルテと連携するための標準化

「経済財政運営と改革の基本方針 2025」においては、「薬局が有する情報の標準化とDXを進める」とされ、検討が始まりつつある。医療機関と薬局との文書情報等を電子的に相互連携するには、薬局が有する情報が標準化された構造的なデータとなり、その上で電子カルテ情報共有サービスへの接続方法を更に広げる必要がある。

文書情報を利活用するための標準化された構造的なデータを形成していくために、引き続きの予算措置をお願いしたい。

③医療DXに対応するための薬局DXの一層の推進

薬局における医療DXビジョンへの対応については、拡充されていくシステムを導入するだけでなく、そのシステムを本質的な意味で利活用するには薬局内の業務環境を進化させる必要がある。

電子処方箋等を活用した対人業務の強化を図るためには、電子化されたデータを電子のまま取り扱っていくことが必然となるが、実際には従来からの紙で運用している業務形態を脱していない。**デジタル化されたデータを使い切れていない薬局システムの転換のため**、薬局DXに即した業務環境を整備できるよう、薬局においても地域医療介護総合確保基金の活用も視野に**業務効率化・勤務環境改善への支援**をお願いしたい。

④電子版お薬手帳の更なる活用のための機能充実

オンライン資格確認等システムにおける保健医療情報の共有が拡充する中であっても、適切なセルフケア/セルフメディケーションを進めていく上での情報の利活用は、まだ具体的な協議に至っていない。

電子版お薬手帳においては、利用者が服用・使用する全ての医薬品の情報を掲載することが可能なツールであり、OTC 医薬品と医療用の医薬品間の相互作用や基礎疾患への影響、医薬品等の購入履歴の把握などを医療関係者間で情報共有することにより、社会問題化している若年層のOTC 医薬品のオーバードーズ防止等の観点でも更なる利活用の拡がりが求められる。これらの課題解決のために、**OTC 医薬品も含めた安全使用の強化のための電子版お薬手帳機能拡充の検討および構築に向けた予算措置**をお願いしたい。

4. 薬剤師の確保および資質の向上

①病院・薬局薬剤師の確保が困難な地域への支援

「薬剤師確保計画ガイドラインについて」（令和5年6月9日付薬生総発0609第2号厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長通知）及び「薬剤師偏在指標等について」（令和5年6月9日付厚生労働省医薬・生活衛生局総務課事務連絡）が示すように、多くの二次医療圏において病院

薬剤師が不足・偏在している。一部の都道府県においては令和 6 年度からの第 8 次医療計画の中で病院薬剤師確保事業等が開始されている。

病棟薬剤業務やチーム医療等を通じた医療の質・安全性の向上や医師等の働き方改革をより一層推進するために、**病院薬剤師の確保策の検討および実施のために必要な予算措置**をお願いしたい。

併せて**薬局における薬剤師の偏在**も課題であり、各都道府県において第 8 次医療計画が動き始めた中で、それぞれの地域の**実状を把握するための調査の実施や、それに基づいた確保策を実施するための予算措置**をお願いしたい。

②広域的な視野での薬剤師養成・確保

急増した薬学部においては入学定員充足率の低下により、令和 7 年、8 年と続けて募集停止に至る大学が続いている。令和 4 年 8 月には入学定員の抑制方針の方向性がとりまとめられたが、同時に薬剤師の偏在解消への対策が必要である。

これには他の自治体と協力した**地域枠の導入**が有効である。学生が集まりやすい都市部等の大学において、薬剤師の少ない都道府県を対象とした地域枠の入学定員は年々増加しつつあるが、今後更に拡充が図られるよう、このような**大学への支援に加え都道府県を通じた支援も含めた財政支援**をお願いしたい。

③新卒・既卒薬剤師の臨床研修等の推進

地域医療の質の向上のためには、地域における薬局薬剤師の役割と入院治療における病院薬剤師の役割についての相互の業務の理解と連携が重要であり、それにより患者が入院や外来通院を経て在宅療養に至る一連の薬物療法をより安全、安心に享受することが可能となる。

そのため、厚生労働省が令和 6 年 3 月に発出した「**薬剤師臨床研修ガイドライン**」に基づいた研修実施体制の確保、そのための指導薬剤師の育成および必要経費等の補填に加え、病院や薬局等の**受入施設の整備や研修に係る費用も含め、臨床薬剤師の育成に向けた体制構築のための更なる予算措置**をお願いしたい。

④心不全治療における薬局と病院の薬剤師の連携体制の構築

令和 6 年 6 月に調剤報酬において慢性心不全患者を対象を拡大した調剤後薬剤管理指導料が新設され、令和 8 年 6 月からは診療報酬においても病院での心不全再入院予防加算が新設された。本会では慢性心不全患者の指導に活用するための資材として、日本心不全学会と協働し、「**薬剤師による心不全服薬管理指導の手引き**」も作成している。

心不全治療において本手引きを活用した薬局と病院の薬剤師が連携して**慢性心不全患者をフォローアップしていく現場の体制を整備するための予算措置**をお願いしたい。

⑤ 医薬品が濫用されている実態を迅速に把握するための体制構築

令和8年5月には改正薬機法における濫用等のおそれのある医薬品の販売方法の見直しが施行された。また、指定濫用防止医薬品に指定される対象成分については、同年1月の薬事審議会医薬品等安全対策部会において2成分が追加された。今後も濫用の懸念がある成分の情報を継続的に収集する必要があることから、国において、**広く一般から医薬品の濫用に関する情報提供が可能なウェブサイトの構築等の体制整備**をお願いしたい。本会においても、医薬品濫用等に対するスキルの向上に努めるとともに、そのような基盤を活用した情報収集に努める。

また、一般用医薬品の過剰使用（オーバードーズ）については、その背景に生きづらさや、孤独・孤立等の社会的不安があると指摘されており、学齢期からの適切な指導・教育が重要となる。そのため、くすり教育や薬物乱用防止教室が義務付けられている中学校・高等学校における学校薬剤師の関与をさらに充実・強化するとともに、小学校高学年からの実施にも対応するため、**学校薬剤師の資質向上に係る予算措置**をお願いしたい。

⑥ 全薬剤師に向けたコンテンツ配信基盤の維持

日本薬剤師会では会員・非会員に関わらず全ての薬剤師を対象とした研修基盤「日薬研修プラットフォーム（PF）」を構築し、現在、全国で38,000名を超える薬剤師が活用している。

このPFは各都道府県薬剤師会が自県の薬剤師に対して研修を提供する場であるとともに、日本薬剤師会が発信すべき内容をコンテンツ化し、全国一律の研修を実現する基盤ともなっており、これまでに「オンライン服薬指導」「感染症対策」「災害医療」などのコンテンツを、会員・非会員を問わず配信している。一方でこれらのシステムの維持・運営には継続的な予算措置が不可欠であり、**研修基盤の維持に係る予算措置**をお願いしたい。

⑦ 全ての認定こども園および私立学校における環境衛生活動への支援

現在、保育所型・地方裁量型認定こども園においては、学校保健安全法の規定が及ばないため、学校薬剤師の配置や学校環境衛生基準に基づく環境衛生検査が十分に行われていない。

また、私立学校においても、実働している学校薬剤師が未配置である、あるいは学校環境衛生検査の実施が見送られているケースが散見される。

国が進める子ども・子育て支援の観点も踏まえ、すべての幼児および児童生徒らが平等に快適・適正な環境での学習・保育を受けることができるよう、**すべてのこども園および私立学校での学校保健安全法の適用と学校薬剤師の配置ならびに環境衛生活動に必要な検査器具等の購入・整備のための予算措置**をお願いしたい。